

契約概要・注意喚起情報

ご契約に関する大切な事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・
ご了解のうえお申込みください。

ガン保険(無解約返戻金型)(22) 無配当

ガン保険^{スマート}Sセレクト

▶ 契約概要 → P.1

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

▶ 注意喚起情報 → P.7

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

▶ 「ご契約のしおり・約款」について → P.10

「ご契約のしおり・約款」に関する説明を記載しています。

三井住友海上あいおい生命のホームページにて閲覧・ダウンロード可能な「ご契約のしおり・約款」(Web版)をご案内しています。

ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面の記載事項につき被保険者となる方にも必ずご説明ください。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にご連絡ください

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

0120-324-386(無料)

受付時間 ▶ 月～金 9:00～18:00 ± 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

この保険商品は右記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容

ガンの保障

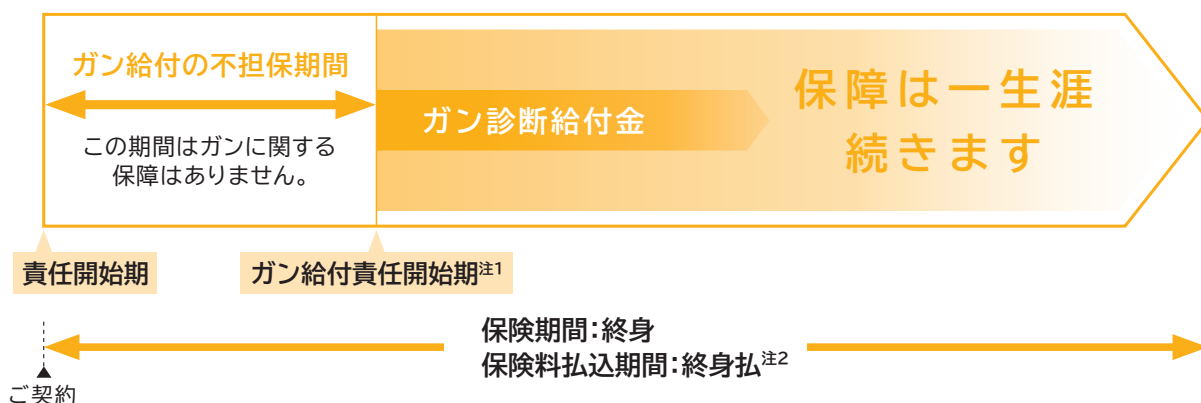
- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に「注意喚起情報」とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。

1 特徴

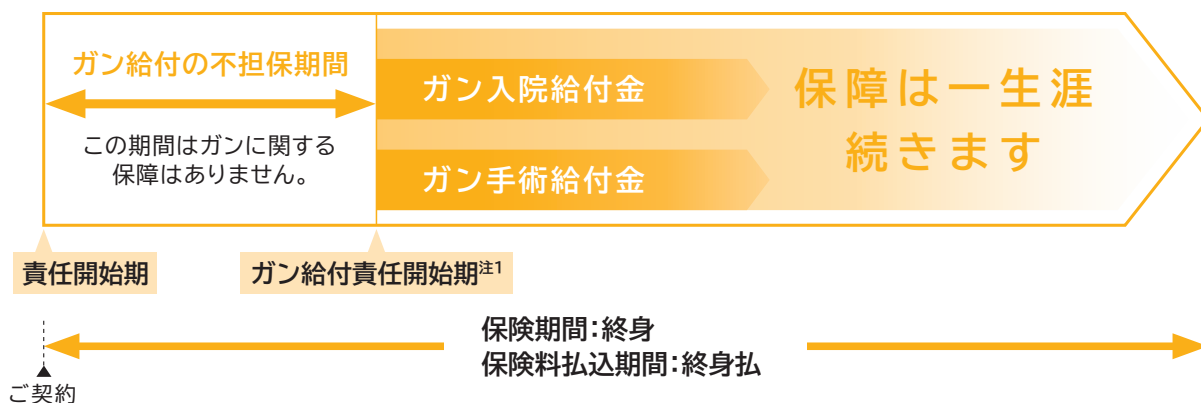
- ニーズに合わせて、主契約の保険契約の型（ガン診断給付型・ガン入院給付型）を選ぶことができます。
- 主契約の保険契約の型に応じて、ガンと診断確定されたときやガンによる入院・手術等のときに、一生涯にわたり備えることができます。

2 商品（主契約）のしくみ

〈ガン診断給付型の場合〉



〈ガン入院給付型の場合〉



注1 この書面の「ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

注2 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。

一般的に、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が、払込保険料の合計額は少なくなります。

ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間の短いご契約の方が、**払込保険料の合計額が多くなる場合があります。**

※主契約の保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。

※この保険の対象となるガンは、約款別表に記載された悪性新生物および上皮内新生物です。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の保障対象とはなりません。

詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※具体的なご契約の内容（給付金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等）は、「**申込書**」や「**保険設計書**」等でご確認ください。

3 主契約の保障内容：お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

〈ガン診断給付型の場合〉

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン診断給付金	次のいずれかに該当されたとき ・ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき ・ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年経過後にガンによる入院を開始されたとき	ガン診断給付金額

※被保険者が死亡されたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。
ただし、保険料払込期間中に死亡されたときは死亡時返戻金はありません。

ガン診断給付金

- ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。
- ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からガンの治療を目的として入院したものと、ガン診断給付金をお支払いします。

〈ガン入院給付型の場合〉

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン入院給付金 ①	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで1日以上入院されたとき	入院5日以内 ガン入院給付金日額の5倍 入院6日以上 ガン入院給付金日額×入院日数
ガン手術給付金 ②	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的とした約款所定の手術を受けられたとき	1回につき ガン入院給付金日額の20倍

※保険期間を通じて死亡されたときの保障はありません。

① ガン入院給付金

- 入院の原因を問わず、ガン入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、継続した1回の入院とみなします。
ただし、ガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ガン入院給付金は、ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとのお支払いします。

② ガン手術給付金

- ガン手術給付金のお支払回数に限度はありません。
ただし、一部の手術（ファイバースコープによる手術等）は、**60日間に1回の給付限度があります。**
- 治療を目的としない手術や、約款に定める種類以外の手術を受けられてもガン手術給付金は**お支払いできません。**
- 同時に複数の手術を受けられた場合、そのうちいずれか1種類の手術についてのみガン手術給付金をお支払いします。

保険料の払込免除について

主契約では、保険料の払込免除を**お取り扱いしません。**

4 特約の保障内容：お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合もあります。

ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（18）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン診断給付金	次のいずれかに該当されたとき ・ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき ・ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年経過後にガンによる入院を開始されたとき	ガン診断給付金額

■ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。

■ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からガンの治療を目的として入院したものとして、ガン診断給付金をお支払いします。

■主契約の保険契約の型がガン診断給付型の場合は付加できません。

ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン治療通院給付金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として通院されたとき	ガン治療通院給付金日額×通院日数

■次の期間（支払対象期間）中の通院が対象となります。

- ・初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間
- ・最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当された日からその日を含めて5年間
 - ガンが再発したと診断確定されたとき
 - ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき
 - ガンが新たに生じたと診断確定されたとき
 - ガンの治療を目的として入院されたとき

※最終の支払対象期間が満了した日の翌日にガンで継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなします。

■通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。

■次の通院についてはガン治療通院給付金のお支払対象外です。

- ・検査や経過観察のための通院
- ・美容上の処置による通院
- ・治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院
- ・ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院 等

■次の場合については、ガン治療通院給付金は重複してお支払いできません。

- ・1日に2回以上通院された場合
- ・2つ以上のガンの治療のために通院された場合

■主契約からガン入院給付金が支払われる場合、ガン入院給付金のお支払対象となる日についてはガン治療通院給付金をお支払いできません。

抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
抗ガン剤治療給付金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として抗ガン剤治療を受けられたとき	抗ガン剤治療給付金月額×お支払事由に該当する月の月数

■次のいずれかに該当する抗ガン剤治療が対象となります。

- 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、約款所定の抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される治療
- 約款所定の先進医療による療養
- 約款所定の患者申出療養による療養
- 上記以外に、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている約款所定の抗ガン剤を用いた治療

■お支払事由に該当する月は、次のいずれかを含む月をいいます。

- ① 注射による投与が医師^注により行われた場合：医師^注によりその抗ガン剤が投与された日
- ② 経口による投与が行われた場合：医師が作成した処方せんにもとづくその抗ガン剤の投薬期間に属する日のうち、その抗ガン剤を投与すべきとされる日（ただし、被保険者が生存している日に限ります）
- ③ ①②に該当しない場合：医師がその抗ガン剤を処方した日

注 看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。

■同一の月に2回以上抗ガン剤治療をされた場合は、その月の最初に受けた抗ガン剤治療がお支払対象となります。

■抗ガン剤治療給付金のお支払いは、お支払事由に該当する月を通算して120月を限度とします。

ガン退院療養給付特約（無解約返戻金型）（18）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン退院療養給付金	主契約のガン入院給付金が支払われる入院をされ、入院日数が継続して20日以上となった後、生存して退院されたとき	主契約のガン入院給付金日額の20倍

■ガン退院療養給付金が支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、ガン退院療養給付金をお支払いできません。

■主契約の保険契約の型がガン診断給付型の場合は付加できません。

ガン先進医療特約（無解約返戻金型）（18）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン先進医療給付金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで約款所定の先進医療による療養を受けられたとき	・先進医療にかかわる技術料 ・約款所定の交通費・宿泊費（1泊につき1万円を限度）

■ガン先進医療給付金は、保険期間を通じて2,000万円を限度とします。

■先進医療とは、約款別表の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

■医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。

そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、ガン先進医療給付金のお支払対象外となります。

ガン死亡保障特約（無解約返戻金型）（18）

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン死亡保険金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで死亡されたとき	ガン死亡保険金額
ガン高度障害保険金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで約款所定の高度障害状態になられたとき	

■ガン死亡保険金・ガン高度障害保険金は、重複してお支払いできません。

■主契約の保険契約の型がガン診断給付型の場合は付加できません。

ガン保険料払込免除特約

次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

払込免除事由
ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき

5 ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について

ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）は責任開始日^{注1 注2}からその日を含めて90日を経過した日の翌日（91日目）からとなります。

注1 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。この責任を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

注2 保険料の払込方法（経路）が団体扱、準団体扱または集団扱の場合で、団体または集団と三井住友海上あいおい生命が事前に取り決めのうえ、責任開始期に関する特別取扱特約を付加した場合は、その取り決めた日から保険契約上の責任を開始します。この責任開始期の属する日を責任開始日といいます。



6 ガンに関する保障の開始前にガンと診断確定されていた場合について

被保険者が、告知前または告知時からガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）の前日までにガンと診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、次のとおりお取扱いたします。

主契約・特約とも無効となり、給付金等のお支払いや保険料の払込免除はできません。

この場合、すでに払い込まれた保険料はお戻しします。

※告知前にご契約者または被保険者のいずれかがその事実を知っていたときはすでに払い込まれた保険料はお戻ししません。
ただし、解約返戻金があるときはこれをお支払いします。

7 解約返戻金について

〈主契約〉

■ガン診断給付型

保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。

ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金（ガン診断給付金額の5%）をお受け取りいただけます。

■ガン入院給付型

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

〈特約〉

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

8 配当金について

主契約・特約とも契約者配当金はありません。

9 お支払いできる場合（お支払事由）の変更について

法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て給付金等のお支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者にご連絡します。

10 お問い合わせ先

■生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386**（無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00／土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

■三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳細は「**注意喚起情報**」の「**お問い合わせ先**」をご覧ください。

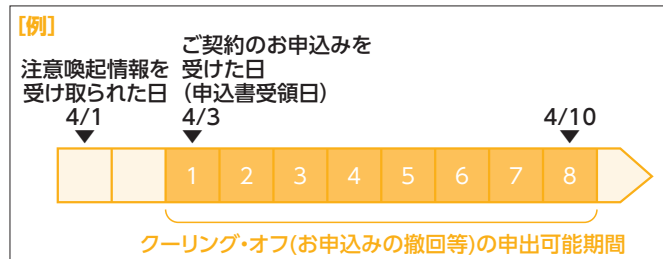
- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に「契約概要」とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由やご留意点の詳細、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。

1 クーリング・オフ お申込みの撤回やご契約の解除ができます。

■お申込者またはご契約者がお申込みをされた後でも、「本書面^{注1}を受け取られた日」、「三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人がご契約のお申込みを受けた日（申込書受領日）」のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内であれば**、書面または電磁的記録^{注2}によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。この場合、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、三井住友海上あいおい生命はその金額をお戻しします。

注1 この書面（注意喚起情報）は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。

注2 電磁的記録によるお申し出の窓口として、三井住友海上あいおい生命ホームページ（<https://www.msa-life.co.jp>）にクーリング・オフ受付画面を設けております。



■お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または電磁的記録の送信時（申出入力完了日付）に効力を生じます。以下のいずれかの方法でお申し出ください。

＜書面による方法＞

次の事項をご記入のうえ、郵便により三井住友海上あいおい生命までお送りください。

- ・申込者等の氏名（自署）
- ・住所、電話番号
- ・申込番号
- ・お申込みの撤回等をする旨

＜電磁的記録による方法＞

三井住友海上あいおい生命ホームページのクーリング・オフ受付画面（<https://www.msa-life.co.jp/form/coolingoff/coolingoff.php>）から、必要事項をご入力ください。

■次の場合、お申込みの撤回等はできません。

- ・三井住友海上あいおい生命が指定する医師の診査が終了したとき
- ・債務履行の担保のための保険契約であるとき
- ・既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加等）のとき
- ・法人をご契約者とする保険契約であるとき

2 健康状態等のご告知 健康状態やご職業等についてありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）してください。

■ガン保険（無解約返戻金型）（22）は、専用告知書のご提出のみでお申し込みいただけます。

告知義務について

■ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままを告知していただく義務があります。

■告知書でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態、ご職業等について、**事実をありのままに正確にもれなく告知**してください。

告知受領権について

■告知を受ける権限（告知受領権）は三井住友海上あいおい生命、および三井住友海上あいおい生命が指定した医師だけが有しています。

■次の者にお頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

- ・社員
- ・代理店
- ・三井住友海上あいおい生命の指定する以外の医師 等

お申込内容等を確認させていただく場合があります

■三井住友海上あいおい生命の社員または三井住友海上あいおい生命で委託した確認担当者が、お申込内容や告知内容、ご請求内容等について、次のときに確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・ご契約のお申込みの際やご契約の成立後
- ・給付金等のご請求の際
- ・保険料のお払込みの免除をご請求の際

ご契約をお断りする場合があります

■三井住友海上あいおい生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、ご契約をお断りする場合があります。

告知の内容が事実と相違する場合について

■告知内容について、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、三井住友海上あいおい生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を**解除することがあります**。この場合、次のとおりお取扱いたします。

- ・給付金等をお支払いする事由が発生していても、給付金等をお支払いできません。
- ・保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、保険料のお払込みを免除できません。
- ・お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

ただし、給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合は、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行います。

また、責任開始日または復活日から2年を経過していても、解除の原因となる事実により給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合^{注1}には、ご契約または特約を**解除することがあります**。

注 責任開始期前に原因が生じていたことにより、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます。

■「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、責任開始日または復活日から2年を経過していても、不法取得目的による無効や詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、すでにお払込みいただいた**保険料はお戻しできません**。

※生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、事実を告知することを妨げたり、事実を告知しないことまたは事実と違うことを告知することを勧めたことにより告知義務違反に該当された場合は、三井住友海上あいおい生命は告知義務違反を理由としてご契約または特約を解除することができません。

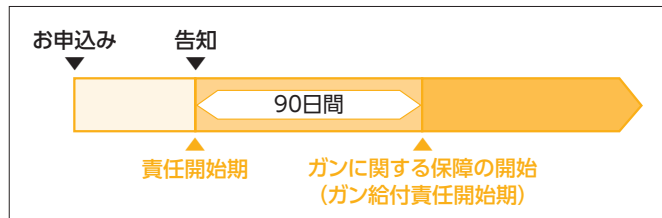
ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期） 3 ガンに関する保障は、ご契約後、一定期間を経過した後に開始します。

■ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）は責任開始日^{注1 注2}からその日を含めて90日を経過した日の翌日（91日目）からとなります。

注1 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。この責任を開始する時を責任開始期とい、この責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

注2 保険料の払込方法（経路）が団体扱、準団体扱または集団扱の場合で、団体または集団と三井住友海上あいおい生命が事前に取り決めのうえ、責任開始期に関する特別取扱特約を付加した場合は、その取り決めた日から保険契約上の

責任を開始します。この責任開始期の属する日を責任開始日といいます。



- 三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約者、被保険者、死亡時返戻金受取人または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときは、ご契約をお引受けすることはできません。

4 保険料のお払込み等 保険料は、期間内にお払込みください。

保険料の払込猶予期間について

- 保険料をお払込みいただく期間内に保険料のお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

第1回保険料のお払込みについて

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、次のとおりお取扱いします。
 - ・お支払いする返戻金はありません。
 - ・無効となったご契約を元に戻すことはできません。
 - ・次のご契約については、三井住友海上あいおい生命は一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）お引受けいたしません。
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約
- （第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。）

保険契約の失効・復活について

- 第2回目以後の保険料の払込猶予期間中に保険料のお払込みがない場合、ご契約は失効します。
- 万一ご契約が失効した場合でも、失効から1年以内であれば、三井住友海上あいおい生命所定のお手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

5 給付金等をお支払いできない場合 給付金等をお支払いできない場合があります。

- お支払事由に該当しない場合
 - ・ガン給付責任開始期前に診断確定されたガンを原因とする場合
 - ・「入院」、「手術」が約款に定める要件にあてはまらない場合 等
- 給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合
 - ・責任開始日（復活の場合は復活日）から3年以内の被保険者の自殺
 - ・受取人等の故意によるお支払事由の発生 等
- 保険契約のお申込みや復活等の際の告知内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 保険契約のお申込みや復活等の際に、給付金等を不法に取得する目的があつてご契約が無効となった場合や、詐欺の行為によりご契約が取消となった場合
- 給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者、死亡時返戻金受取人または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除となった場合
- 第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となった場合
- 第2回目以後の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

解約と解約返戻金

6 解約返戻金がない、または少なくなることがあります。

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約返戻金があっても多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年（月）数等によっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
※解約返戻金については、「契約概要」・「ご契約のしおり・約款」もあわせてご確認ください。
- ※ご契約の内容等によっては、給付金等の受取金額が、払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

保険会社が経営破綻した場合等

7 保険会社の業務または財産の状況の変化、または経営破綻により、給付金額等が削減されることがあります。

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 三井住友海上あいおい生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

新たな保険契約へのお申込み

8 現在ご契約の保険契約を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのお申込みをされる場合、不利益となる場合があります。

一般的に不利益となる事項について

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約を元に戻せないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約についても同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合、新たな保険契約のお引受けができないことや、その告知がされなかったためにご契約が解除・取消となることもあります。
※ご契約が解除・取消となる場合については、この書面の「告知の内容が事実と相違する場合について」をご覧ください。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、給付金等のお支払いができません。また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約によっては、ガンに関する保障は、責任開始日からその日を含めて90日以内に給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。
※ガンに関する保障を途切らせないためには、現在ご契約の保険契約を継続し、現在ご契約の保険契約と新たな保険契約の保険料をいずれもお払込みいただく必要があります。
- ※三井住友海上あいおい生命のガン保険契約にご加入中のお客さまは、三井住友海上あいおい生命所定の条件を満たせば、保障期間を途切らせることなく、新たなガン保険契約にお申込みいただけます。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

その他ご確認いただきたい事項について

- 現在ご契約の保険契約については、一般的に各種特約等の中途付加や追加契約等の方法によっても保障内容を見直すことができます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率等は現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とは異なることがあります。

給付金等のご請求

9 給付金等のご請求の際はすみやかに三井住友海上あいおい生命までご連絡ください。

- ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・「三井住友海上あいおい生命ホームページ」(<https://www.msa-life.co.jp>)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いや保険料の払込免除を行います。
お支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金・年金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- 三井住友海上あいおい生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約いただいた後に、ご契約者の住所や電話番号等を変更された場合は、必ず三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- お申込みいただいたご契約に、三井住友海上あいおい生命がお引受けできるかどうかを決定（承諾）する前に給付金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに三井住友海上あいおい生命所定の方法により被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知・診査等から三井住友海上あいおい生命がお引受けを承諾できる場合は、給付金等をお支払いします。ただし、この書面の「給付金等をお支払いできない場合」に記載している約款の定めにより給付金等をお支払いできない場合（お申込み前からすでに病気やケガ等が発生していたり、告知の内容が事実と相違していたとき等）を除きます。

給付金等の代理請求

10 代理人が給付金等を請求することができます。

- 次の場合、給付金等の受取人またはご契約者に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が給付金等を請求することができます。
 - ・被保険者と給付金等の受取人が同一で、受取人が給付金等を請求できない特別な事情があるとき
 - ・被保険者とご契約者が同一で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるとき
- 代理請求人（または指定代理請求人）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

お問い合わせ先

11 保険契約に関するご相談・ご意見等をお受けしています。

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先	三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター
	TEL 0120-324-386（無料） 受付時間 月～金 9:00～18:00／土 9:00～17:00 （日・祝日・年末年始を除きます）

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お問い合わせ先

一般社団法人 生命保険協会
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

個人情報の取扱いについて

保険契約の申込書、告知書その他の各種手続書面のご記入にあたりましては、個人情報の取扱いに関する以下の説明をご確認いただき、内容にご同意のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

- 三井住友海上あいおい生命が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
 - 保険契約の引受・維持・管理、継続、保険金・給付金等の支払い
 - 三井住友海上あいおい生命の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
 - その他保険に関連・付随する業務
 また、三井住友海上あいおい生命およびMS&ADインシュアランスグループ各社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約の引受、履行のために利用することがあります。
- 三井住友海上あいおい生命は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、MS&ADインシュアランスグループ各社、募集代理店、医師、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等（以下「委託先」といいます。）に委託しております。
- 三井住友海上あいおい生命は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。
※医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。
- 三井住友海上あいおい生命は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。
- 三井住友海上あいおい生命は、契約内容登録制度^{注1}、契約内容照会制度^{注1}、支払査定時照会制度^{注2}に基づいて、一般社団法人 生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社等とともに、保険契約等に関する所定の情報（詳細は「ご契約のしおり・約款」または三井住友海上あいおい生命ホームページ(<https://www.msa-life.co.jp>)をご確認ください。）を同協会に登録し、利用することがあります。
注1「ご契約のしおり」の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」についてをご確認ください。
注2「ご契約のしおり」の「支払査定時照会制度」についてをご確認ください。
- 三井住友海上あいおい生命およびMS&ADインシュアランスグループ各社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。

三井住友海上あいおい生命の個人情報の取扱いに関する詳細（グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。）、商品・サービスやMS&ADインシュアランスグループ各社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等の情報交換制度につきましては、三井住友海上あいおい生命ホームページ (<https://www.msa-life.co.jp>) をご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」について

- 「ご契約のしおり・約款」には、ご契約にともなう大切な事項が記載されています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり・約款」の内容は、「Web版（Web約款）」「冊子版」からご確認いただくことができます。
ご契約時にいずれかをご選択ください。

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項や諸手続き等、ぜひ知っていただきたい事項について記載しています。

約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

Web版（Web約款）

「Web約款」とは、三井住友海上あいおい生命のホームページにて閲覧・ダウンロード可能な「ご契約のしおり・約款」です。

※ご契約後にお客さまへお知らせがある場合、「ご契約のしおり・約款に関する重要なお知らせ」ページからご確認いただけます。

特 徴

お客さまにとって以下のような利便性があります。

- パソコン、タブレット、スマートフォンからいつでも閲覧いただけます。
- ご覧になりたいページを拡大することができます。
- 保管の必要がなく紛失の心配がありません。
- 紙の使用量を減らすことができるので、地球環境保護に役立ちます。

「Web約款」の閲覧方法

1 QRコードまたはURLから直接閲覧

- QRコードを読み取ってアクセス



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- URLからアクセス

<https://www.msa-life.co.jp/yakkan/pdf/2024-0120.pdf>

2 三井住友海上あいおい生命ホームページから閲覧

- ①インターネットで三井住友海上あいおい生命のホームページにアクセス

<https://www.msa-life.co.jp>



- ②トップページの「Web約款」をクリックし、「ご契約のしおり・約款」ページへ移動
- ③「保険種類」または「ご契約のしおり・約款コード」から該当の「ご契約のしおり・約款」を選択

ご契約のしおり・約款コード

2024-0120

※「ご契約のしおり・約款」を閲覧・ダウンロードする際にかかる通信料はお客さまのご負担となります。

冊子版

冊子版をご希望の場合は、生命保険契約申込書の「ご契約のしおり・約款の受領方法」欄より選択ください。
選択欄にご記入がない場合は、Web版（Web約款）での閲覧（受領）となります。

※保険証券が到着した時点で、「ご契約のしおり・約款」がお手元に届かない場合は、取扱代理店までご連絡ください。

※「ご契約のしおり・約款」をお申込手続前に受け取りたい場合は、取扱代理店までご連絡いただくか、Web版にて内容をご確認ください。

■生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

■銀行等が生命保険募集人となる場合について

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。

「家族Eye」のご案内



ご契約者さまが、その保険契約に関する緊急連絡先としてご親族さまを登録することにより、ご契約者さまとご親族さまに安心をご提供することができる任意の制度です。
※ご契約者さまが法人の場合はご利用いただけません。
※詳しくは、右記コードまたは、三井住友海上あいおい生命ホームページからご確認ください。



生命保険契約のご検討に際しては、必ず「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)

<https://www.msa-life.co.jp>

【MS】B2750 71,000 2023.06.01 (改一) 45 2023-A-0568 (2024.3.2)